報告書受領

七月三日内閣から、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法第七条の規定に基づくテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動に関する実施計画の変更の報告を受領した。

また、同日内閣から、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第五条に基づくイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果の報告を受領した。

人事異動

宮内庁

宮内庁次長　風岡　典之

侍従長川島裕海外出張不在中侍従長事務取扱を命ずる（式部副長）式部官　肥塚　隆

式部官長原口幸市海外出張不在中式部官長事務代理を命ずる（審議官）内閣府事務官　岡　弘文

長官官房総務課長坪田眞明海外出張不在中同課長事務取扱を命ずる（以上七月三日）

金融庁

（総務企画局審議官）内閣府事務官　丸山　純一

総務企画局総括審議官を命ずる　奥久　潤一

内閣府事務官に任命する　審判官を命ずる（福岡財務支局理財部金融監督官）財務事務官　井　秀典

内閣府事務官に任命する　総務企画局企画課企画官を命ずる（監督局総務課課長補佐）内閣府事務官　佐藤　朋哉

監督局総務課監督調査室長を命ずる（九州財務局理財部金融監督官）財務事務官　平岡　聡

内閣府事務官に任命する　監督局総務課協同組織金融調整官を命ずる（監督局保険課長）内閣府事務官　長谷川　靖

兼ねて監督局保険課損害保険・少額短期保険監督室長を命ずる（関東財務局理財部金融監督官）財務事務官　川瀬　透

内閣府事務官に任命する　監督局付を命ずる（北海道財務局理財部長）同　其田　修一

内閣府事務官に任命する　証券取引等監視委員会事務局付を命ずる（総務企画局参事官）内閣府事務官　保井　俊之

（監督局総務課監督企画官）同　外崎　亮

（監督局総務課協同組織金融調整官）同　金森　正樹

（証券取引等監視委員会事務局統括検査官）同　松田　俊明

（証券取引等監視委員会事務局統括特別調査官）同　岩沢　仁一

財務省に出向させる（各通）（東北財務局理財部長）財務事務官　鈴木　均

内閣府事務官に任命する　総務企画局付を命ずる　願により本官を免ずる（福岡財務支局佐賀財務事務所長）同　阿田川　博

内閣府事務官に任命する　証券取引等監視委員会事務局付を命ずる　願により本官を免ずる（以上七月一日）

財務省

（独立行政法人情報通信研究機構財務部長）　大畑　雄二

財務事務官に任命する　主計局司計課予算執行調査分析官を命ずる（七月二日）

（主計局総務課課長補佐）財務事務官　多田　誠一

中国財務局鳥取財務事務所長を命ずる（中国財務局鳥取財務事務所総務課長兼中国財務局鳥取財務所事務所長心得）同　泉谷　泰教

中国財務局鳥取財務事務所長心得兼務を免ずる（以上七月三日）

文部科学省

岸　輝雄

願いにより独立行政法人物質・材料研究機構理事長を免ずる　津田　和明

願いにより独立行政法人日本芸術文化振興会理事長を免ずる　橋本　孝伸

願いにより独立行政法人理化学研究所監事を免ずる　榎本　達郎

願いにより公立学校共済組合監事を免ずる（以上六月三十日）　清水　康敬

国立大学法人東京工業大学監事に任命する　潮田　資勝

独立行政法人物質・材料研究機構理事長に任命する　茂木賢三郎

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長に任命する　廣川　孝司

独立行政法人理化学研究所監事に任命する　石口　啓一

公立学校共済組合監事に任命する（以上七月一日）

厚生労働省

労働保険審査会委員に任命する（七月一日）　伊藤　博元

官庁報告

官庁事項

水防活動用洪水予報及び警報の開始について

山形県知事と水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定により、洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報を次のとおり実施します。

平成二十一年七月七日　気象庁長官　櫻井　邦雄

一　水防活動用洪水予報及び警報を行う河川、当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点並びに担当官署及び共同実施機関

水系名	河川名	区間	基準地点	担当官署及び共同実施機関
日向川水系	日向川	上流端　左岸　酒田市升田字上内 右岸　酒田市升田字砂田	穂積	山形地方気象台 山形県庄内総合支庁
		下流端　海		

二　開始期日　公示の日から

資料

―閣議決定等事項―　（内閣官房）

七月三日（金）

○一般案件

一、テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動に関する実施計画の変更について（決定）（内閣官房・外務・防衛省）

一、記念貨幣の発行について（決定）（財務省）

○国会提出案件（抜粋）

一、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果について（決定）（内閣官房・内閣府本府・外務・防衛省）